

【同一認証番号とする場合のガイドライン】

1 経緯

総務省では、平成 23 年 8 月 2 日から 31 日の間、「基準認証制度における表示の見直し」に係る意見募集を実施し、その結果を同年 10 月 19 日に報道発表したところ、当該意見募集の結果等を踏まえた関係省令等の改正について、平成 23 年 12 月 16 日に官報公示・施行されたところである。

2 目的

改正省令条文中「適合表示無線設備の変更の工事を伴わないときに限り」の部分の統一的解釈をガイドライン化することにより、登録証明機関及び認証取扱業者等関係者間における共通認識を図り、特に認証取扱業者からの認証手続漏れの防止等、基準認証制度の円滑な運用に資することを目的とする。

3 適用範囲

本件見直しの契機となった「通信・放送の総合的な法体系の在り方」（平成 21 年 8 月情報通信審議会答申）に掲げられている「技適マークが付された無線設備について、製造・販売後に開発された機器・部品等の追加・交換を、技適マークの貼り替え等なしに行えるようにする」への対応、関係者から要望のあった「新スプリアス基準適用に係る再測定」への対応、「先行した国際技術基準の国内基準への反映後に係る再認証」への対応、「複数の既存技術基準を統合した新技術基準に係る再認証」への対応のほか、本件見直しにより関係告示から削除され制限がなくなった「アンテナ増設」への対応等、表示を除去するための無線設備の回収が著しく困難又は不合理な場合等、特に喫緊の対応を要する事象を対象とする。

なお、本適用範囲は、必要に応じ、迅速かつ柔軟な見直しを適宜実施するものとする。

4 ガイドライン

4.1 項の適用要件を満足し、かつ、4.2 項の個別事象に対するガイドラインに該当する場合に、同一認証番号とすることができる。

4.1 適用要件

申込者（製造者等の認証取扱業者（注 1））が既に認証を受けている工事設計認証

番号と同一認証番号を希望する場合であって、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則(以下、「証明規則」という。)の様式第7号注5(2)の規定に基づき、登録証明機関が同一認証番号とすることができる場合は、次に掲げる要件を同時に満足すること(注2)。なお、今回の証明規則の改正は、登録証明機関が付与する工事設計認証番号の表示方法を見直ただけであり、登録証明機関と申込者の間の工事設計認証取得プロセスは今までどおり必要であることに注意すること。

注1 既工事設計について認証を受けた認証取扱業者が倒産等した場合にその業務を引き継ぐ者が存在しない場合であって、当該認証を受けた特定無線設備の無線局免許を取得している電気通信事業者がその既工事設計について新たな工事設計認証を受ける場合を含む。

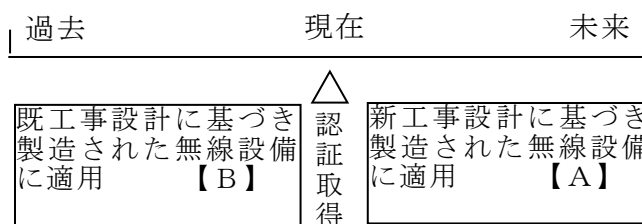
注2 電波法及び関係法令、周波数割当計画の改正等により、既工事設計の周波数のうち一部の周波数が使用できなくなった場合等において、既工事設計から当該周波数を削除した新工事設計については、この限りでない。

4.1.1 新工事設計が既工事設計のすべてを包含していること。包含のイメージは図1のとおり。



図1 (「00*ABCD」は工事設計認証番号を示す)

4.1.2 新工事設計を既工事設計に適用するものであること。適用のイメージは、図2のとおり。



(【A】部分に加えて、【B】部分にも適用させる。)

図2

4.2 個別事象に対するガイドライン

4.2.1 部品の追加

次のいずれの要件にも該当すること

- (1) 無線の特性に影響を与えるものでないこと。

- (2) 部品の機能は、同等以上であること。
- (3) 工事設計書の記載事項に変更がないこと。
- (4) 無線設備系統図の変更が伴わないこと。(但し、部品の型番は除く。)
- (5) 無線設備の主要部を一の部品で構成している無線設備の当該一の部品でないこと。(ワンチップの無線設備をチップごとに変更するものではないこと。)

4.2.2 新スプリアス規定の適用への対応

次のいずれの要件にも該当すること

- (1) 無線設備規則の一部改正 (H17.8.9 総務省令第 119 号) による改正後の設備規則第 7 条別表第 3 号の規定に適合するものであること。
- (2) 無線設備に変更を加えずに、上記(1)の改正法令の技術基準に適合するものであること。

4.2.3 変調方式の追加

次のいずれの要件にも該当すること

- (1) 対象の種別は、証明規則第 2 条第 1 項第 11 号の 19、第 11 号の 20、第 11 号の 20 の 2、第 11 号の 20 の 3、第 11 号の 21、第 11 号の 22、第 11 号の 23、第 11 号の 24、第 49 号、第 51 号、第 52 号の 2、第 52 号の 3、第 53 号、第 54 号、第 54 号の 2 又は第 54 号の 3 であって、親局により制御されるものであること。
- (2) 次の何れかの方法により、変調方式を追加させるものであること。
 - ①無線設備のハードやソフトに変更がないこと。
 - ②電気通信事業者の管理の下でソフトウェアの設定の変更により変調方式を追加させるものであること。

4.2.4 通信方式によらない「携帯無線通信の中継を行う無線局」への移行等

電波法施行規則等の一部改正 (H23.10.25 総務省令第 140 号) により、通信方式毎の中継を行う無線局から改正後の証明規則第 2 条第 1 項第 10 号の通信方式によらない「携帯無線通信の中継を行う無線局」に移行する場合又は証明規則第 2 条第 1 項第 10 号又は第 10 号の 2 の無線設備の技術基準に合致する範囲内で、周波数、電波型式等を追加する場合であること。

4.2.5 空中線 (空中線系も含む。) の追加

対象とする特定無線設備は、携帯無線通信用や小電力データ通信システム等とし、具体的な種別は、証明規則第 2 条第 1 項第 8 号 (電波法施行規則第 6 条第 4 項第 2 号(1)に規定するテレメーター用、テレコントロール用又はデータ伝送用で使用するものであって、915MHz を超え 930MHz 以下の周波数の電波を使用するもの又は同号(10)に規定する移動体識別

用で使用するものに限る。)、第10号、第10号の2、第11号の3～第11号の28、第19号～第19号の3の2、第19号の5～第19号の11、第22号～第23号の3、第49号～第54号の4又は第64号に該当するものであること。

4.2.6 周波数の追加

次のいずれかの要件に該当すること。なお、本項における「周波数」には、本項に基づく周波数の追加に伴う電波型式、電力等を含むものとする。

- (1) 携帯無線通信又は広帯域移動無線アクセスシステム用の陸上移動局であって、証明規則第2条第1項第11号の3、第11号の4、第11号の7、第11号の8、第11号の8の2、第11号の19、第11号の19の2、第11号の19の3、第11号の21、第11号の21の2、第54号又は第54号の4に該当するものあり、あらかじめ当該周波数を追加する機能を具備している無線設備において、電気通信事業者の管理の下でソフトウェアの設定の変更により周波数を追加させるものであること。
- (2) 携帯無線通信又は広帯域移動無線アクセスシステム用の基地局等であって、証明規則第2条第1項第11号の5、第11号の6、第11号の6の2、第11号の6の3、第11号の6の4、第11号の6の5、第11号の9、第11号の10、第11号の10の2、第11号の10の3、第11号の10の4、第11号の10の5、第11号の20、第11号の20の2、第11号の20の3、第11号の20の4、第11号の20の5、第11号の20の6、第11号の22、第11号の23、第11号の24、第53号、第54号の2又は第54号の3に該当するものであり、あらかじめ当該周波数を追加する機能を具備している無線設備において、電気通信事業者に所属する制御所より電気通信事業者が管理するソフトウェアの設定の変更により同一バンド内の周波数の追加に限りその追加をさせるものであること。

4.2.7 データ伝送速度の高速化又は送信バースト長の追加

次のいずれの要件にも該当すること。

- (1) 平成17年総務省告示第1299号の最終改正の規定又は平成24年総務省告示435号の最終改正の規定に適合するものであること。
- (2) 対象の種別は、携帯無線通信又は広帯域移動無線アクセスシステム用の無線設備であり、証明規則第2条第1項第11号の7、第11号の8、第11号の8の2、第11号の9、第11号の10、第11号の10の2、第11号の10の3、第11号の10の4、第11号の10の5、第53号、第54号、第54号の2又は第54号の3に該当するものであること。
- (3) 次の何れかの方法により、上記(1)の技術基準に適合するものであること。

- ①無線設備のハードやソフトに変更がないこと。
- ②電気通信事業者の管理の下でソフトウェアの設定変更によりデータ伝送速度を高速化又は送信バースト長を追加させるものであること。

4.2.8 一の送信装置による複数搬送波の同時発射機能の追加

次のいずれかの要件に該当すること。

- (1) 広帯域移動無線アクセスシステム用の基地局であって、証明規則第2条第1項第53号、第54号の2又は第54号の3に該当するものであり、あらかじめ当該機能を具備している無線設備において、電気通信事業者が管理するソフトウェアの設定の変更により同時発射させるものであること。
- (2) 携帯無線通信又は広帯域移動無線アクセスシステム用の陸上移動局であって、証明規則第2条第1項第11号の19、第11号の21又は第54号に該当するものであり、あらかじめ当該機能を具備している無線設備において、電気通信事業者が管理するソフトウェアの設定の変更により同時発射させるものであること。

4.2.9 電波型式の追加

次のいずれの要件にも該当すること。

- (1) 対象の種別は、証明規則第2条第1項第11号の19であって、既認証で取得済みの周波数帯域に音声通話機能を追加する場合であること。
- (2) あらかじめ本機能を追加する機能を具備している無線設備において、電気通信事業者の管理の下でソフトウェアの設定の変更により本機能を追加させるものであること。

4.2.10 NB-IoT（ガードバンドモード）への対応

次のいずれの要件にも該当すること。

- (1) 対象の種別は、携帯無線通信の中継を行う無線局又は携帯無線通信用基地局であって、証明規則第2条第1項第10号から第10号の2、第11号の20から第11号の20の4、第11号の20の2から第11号の20の5又は第11号の20の3から第11号の20の6に移行する場合であること。
- (2) あらかじめNB-IoT（ガードバンドモード）を追加する機能を具備している無線設備において、電気通信事業者の管理の下でソフトウェアの設定の変更により本機能を追加させるものであること。

4.2.11 デジタルコードレス電話（時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話）の無線局の35ch、37chに制御チャネルの用途を追加することへの対応

次のいずれの要件にも該当すること。

- (1) 対象の種別は、証明規則第 2 条第 1 項第 21 号の無線設備であって、既認証で取得済みの周波数帯域に 35ch(1905.35MHz)、37ch(1905.95MHz)に制御チャンネルの用途を追加する場合であること。
- (2) 認証取扱業者がソフトウェアの設定の変更により本機能を追加させるものであること。

4.2.12 5GHz 帯無線アクセスシステムの一部周波数の使用期限への対応
次のいずれの要件にも該当すること。

- (1) 対象の種別は、証明規則第 2 条第 1 項第 19 号の 5 から 11 までの無線設備であって、既認証で取得済みの周波数帯域から一部の周波数(5030MHz から 5091MHz)を削除するもの。
- (2) 認証取扱業者がソフトウェアの設定の変更により上記(1)の変更を行うものであること。

5 関連法令

5.1 電波法及び関連規則における特定無線設備の技術基準適合表示に係る条項一覧

区分	電波法	特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則
①技術基準適合証明に基づく表示	・ 第三十八条の七	・ 第八条 （登録証明機関） ・ 第二十七条 （承認証明機関）
②工事設計認証に基づく表示	・ 第三十八条の二十六	・ 第二十条 ・ 第三十六条
③技術基準適合自己確認に基づく表示	・ 第三十八条の三十五	・ 第四十一条
④関連条項	・ 第三十八条の二十二 ・ 第三十八条の二十九 ・ 第三十八条の三十八 （妨害等防止） ・ 第三十八条の二十三 ・ 第三十八条の二十九 ・ 第三十八条の三十八 （表示が付されていないと見なす） ・ 第三十八条の二十八 ・ 第三十八条の三十六 ・ 第三十八条の三十七 （表示の禁止） ・ 第三十八条の三十 （外国取扱業者）	—
⑤関連告示 「特定無線設備に付する文字等を定める件」	・ 総務省告示第四百六十号 平成十五年七月一日（最終改正 平成二十一年十月十九日 第四百九十四号）	—
⑥表示様式	—	・ 様式第7号 ・ 様式第14号

5.2 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（証明規則）

5.2.1 様式第7号(第8条、第20条、第27条及び第36条関係)

表示は、次の様式に記号 $\text{\textcircled{R}}$ 及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を付加したものとする。



注1 大きさは、直径3ミリメートル以上であること。

- 2 材料は、容易に損傷しないものであること（電磁的方法によって表示を付す場合を除く。）。
- 3 色彩は、適宜とする。ただし、表示を容易に識別することができるものであること。
- 4 技術基準適合証明番号の最初の3文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証明機関の区別とし、4文字目又は4文字目及び5文字目は特定無線設備の種別に従い次表に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとする。
- 5 工事設計認証番号の最初の3文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証明機関の区別とし、4文字目は「-（ハイフン）」とし、5文字目から10文字目までは登録証明機関又は承認証明機関が一の認証工事設計ごとにアラビア数字若しくは英字又はこれらの組合せにより定めるものとする。ただし、次に掲げる場合は、それぞれ次のとおりとする。
 - (1) 異なる認証工事設計に基づく二以上の特定無線設備により一の無線設備を構成するものである場合は、当該一の無線設備に対して一の工事設計認証番号とすることができる。
 - (2) 認証工事設計について新たな工事設計認証をした場合は、当該認証工事設計に基づく適合表示無線設備の変更の工事を伴わないときに限り、当該認証工事設計に係る工事設計認証番号を新たな工事設計認証番号とすることができる。この場合において、当該工事設計認証番号に係る表示が付された特定無線設備については、新たな表示が付されたものとみなす。

（下線部分が平成23年12月16日総務省令第163号の改正部分）

5.2.2 附則（平成 23 年 12 月 16 日総務省令第 163 号）

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現に認証を受けている工事設計に基づく特定無線設備に係る法第三十八条の二十六（同法第三十八条の三十一第六項において準用する場合を含む。）の規定による表示は、改正後の証明規則様式第七号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 法第三十八条の二の二第一項第一号又は第二号の事業の区分に係る登録証明機関又は承認認証機関は、改正後の証明規則様式第七号の規定にかかわらず、この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までの間に限り、なお従前の例による工事設計認証番号とすることができる。

4 法第三十八条の二の二第一項第三号の事業の区分に係る登録証明機関又は承認証明機関に対する改正後の証明規則様式第七号の規定は、平成二十五年四月一日から適用する。この場合において、同日前までの期間に係る工事設計認証番号は、なお従前の例によるものとする。

5.3 表示内容に関する補足説明

表示内容と経過措置(その1)

1. 特定無線設備に新たに付することができる表示(新規の認証申請時)

	施行後6カ月までに工事設計認証を受けた場合	施行後6カ月以降、2013年(平成25年)3月31日の間に工事設計認証を受けた場合	2013年(平成25年)4月1日以降に工事設計認証を受けた場合
[分類A] 法第38条の2の2第一項第一号又は第二号の事業の区分	「改正前の工事設計認証番号」 又は 「改正後の工事設計認証番号」	「改正後の工事設計認証番号」	「改正後の工事設計認証番号」
[分類B] 法第38条の2の2第一項第三号事業の区分	「改正前の工事設計認証番号」	「改正前の工事設計認証番号」	「改正後の工事設計認証番号」

1

表示内容と経過措置(その2)

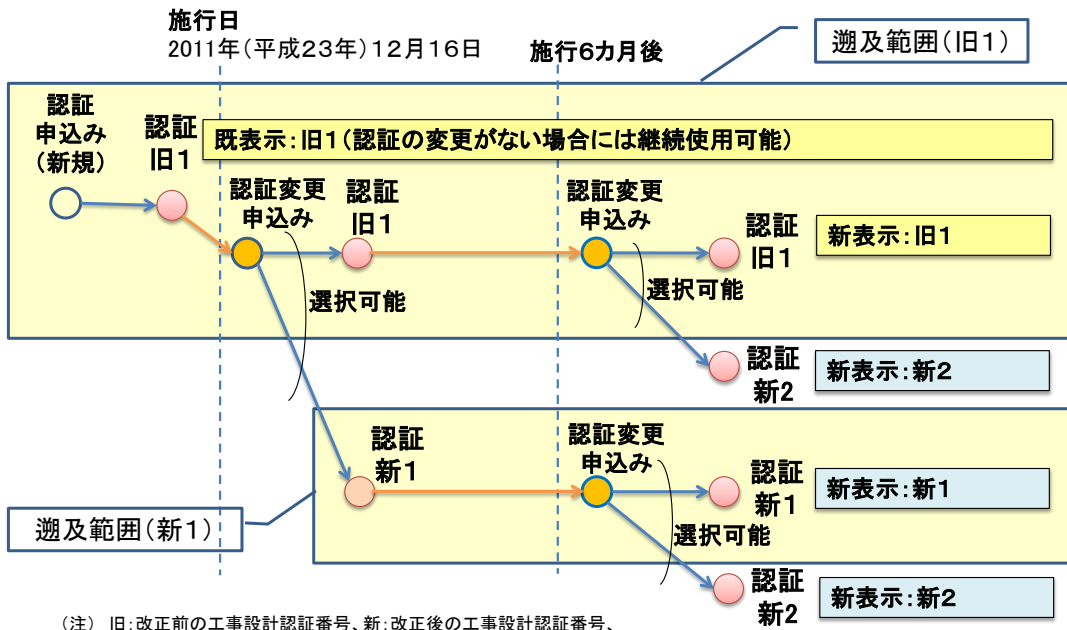
2. 認証の変更を行う際の表示

変更の工の有無	申請時の条件等	[分類A] 法第38条の2の2第一項第一号又は第二号の事業の区分		[分類B] 法第38条の2の2第一項第三号事業の区分	
		制定後6カ月迄(2012年6月16日まで)	制定後6カ月以降(2012年6月17日以降)	2013年(平成25年)3月31日まで	2013年(平成25年)4月1日以降
変更の工を伴う場合	軽微な変更	「改正前の工事設計認証番号」 又は 「改正後の工事設計認証番号」	「改正後の工事設計認証番号」	「改正前の工事設計認証番号」	「改正後の工事設計認証番号」
変更の工を伴わない場合	改正後の工事設計認証番号を採用した場合	「改正後の工事設計認証番号」	「改正後の工事設計認証番号」	「改正前の工事設計認証番号」	「改正後の工事設計認証番号」
	同番発行(申請時に要望)	「改正前の工事設計認証番号」での同番発行 又は 「改正後の工事設計認証番号」での同番発行	「改正前の工事設計認証番号」での同番発行 又は 「改正後の工事設計認証番号」での同番発行	「改正前の工事設計認証番号」での同番発行	「改正前の工事設計認証番号」での同番発行 又は 「改正後の工事設計認証番号」での同番発行

2

認証の変更と表示例 (変更の工事を伴わずに当該認証工事設計に合致する場合)

[分類A] 第一号又は第二号の場合 (例示)



(注) 旧:改正前の工事設計認証番号、新:改正後の工事設計認証番号、それぞれに続く数字は工事設計認証番号が同じものかどうかを示すための番号例。

図 4